

最高裁秘書第138号

平成30年1月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成27年10月6日付け（同月7日受付，最高裁秘書第2096号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事，刑事及び行政の上告事件，抗告事件等に関する調査官報告書の様式を定めた文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

